

一宮市共同募金委員会会則

(会則)

第1条 社会福祉法人愛知県共同募金会共同募金委員会設置規程第13条の規定に基づき、一宮市共同募金委員会（以下「この会」という。）の会則を、次のとおり定める。

(目的及び事業)

第2条 この会は、共同募金運動の目的達成のために、社会福祉法人愛知県共同募金会の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
- (2) 区域内における共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 区域内における民間地域福祉に係わる資金需要の把握及び配分計画案の策定等配分調整の実施
- (5) 区域内における社会福祉法人一宮市社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応
- (6) 歳末たすけあい運動の推進
- (7) 関係組織との連絡調整
- (8) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

(地区分会)

第3条 この会の下に連区毎に地区分会を置く。

(事務所の所在地)

第4条 この会の事務所を一宮市栄3丁目1番2号の社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会内に置く。

2 地区分会の事務所は、一宮市社会福祉協議会支部、出張所または地区分会長宅に置く。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

理 事 4 4 名

監 事 2 名

(代表者)

第6条 この会に会長1名及び副会長4名を置く。

2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 会長及び副会長は、理事として、その定数に含まれるものとする。

(代表者の選任)

第7条 会長には、一宮市長の職に在る者を推挙する。

2 副会長には、一宮商工会議所会頭、一宮市町会長連区代表者連絡協議会長、一宮市民生児童委員会連絡協議会長及び社会福祉法人一宮市社会福祉協議会長の職に在る者を推挙する。

(理事)

第8条 理事は、理事会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行にあたる。

2 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

3 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第9条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は理事会に付議しなければならない。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 会則の改正

(4) その他、会長が必要と認める事項

2 理事会は、会長が招集して、その議長となる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

- 5 会長はやむを得ない場合には、第2項の規定に関わらず、理事会の招集を行わず、書面により意見を求め、理事会の決議に代えることができる。この場合において、第3項及び第4項の規定の適用については、書面により意見を表明した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。

(監事)

第10条 監事は、この会の業務及び財務を監査して理事会及び評議員会に報告する。

- 2 監事は、評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第11条 この会に評議員79名以内をおく。

- 2 評議員は、評議員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を議決する。
- 3 評議員は、町会長連区代表者、連区民生児童委員協議会会長、地域女性団体連絡会委員、公私の機関・団体の代表者並びに有識者の中から会長が推薦し委嘱する。
- 4 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第12条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は評議員会に付議しなければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他、会長が必要と認める事項

- 2 評議員会は、会長が招集して、その議長となる。
- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
- 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

- 5 会長はやむを得ない場合には、第2項の規定に関わらず、評議員会の招集を行わず、書面により意見を求め、評議員会の決議に代えることができる。この場合において、第3項及び第4項の規定の適用については、書面により意見を表明した評議員は、当該評議員会に出席したものとみなす。

第13条 削除。

(地区分会の運営)

第14条 地区分会は、地区分会長1名、地区副分会長若干名及び委員若干名をもって組織する。

- 2 地区分会長には、町会長連区代表者を充てる。地区副分会長には、地区分会長の推薦した者を充てる。
- 3 委員には、町会長、民生児童委員及び女性の会正副会長の職にある者並びに地区分会長の推薦した者を充てる。
- 4 地区分会は、地区分会長が招集して議長となる。
- 5 地区分会は、必要に応じこれを開く。
- 6 地区分会は、この会の議決にもとづき第2条の事業達成に必要なことを協議し、事業の推進を図る。
- 7 地区分会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 2 会長は、毎会計年度について、予算書を作成し、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。
- 3 会長は、毎会計年度について、決算書を作成し、監事の監査、理事会及び評議員会の承認を得て、県共募に報告するとともに、寄付者に知らせなければならない。
- 4 この会の経費は、県共募からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

(住民参加)

第16条 この会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員を地域住民から公募

することができる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

付 則

1 この会則は、平成17年9月1日から施行する。

2 旧一宮市共同募金委員会会則（昭和33年制定）は、廃止する。

付 則

この会則は、平成20年8月20日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年8月17日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年11月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成25年8月23日から施行する。

付 則

この会則は、平成30年8月10日から施行する。

付 則

この会則は、令和元年8月7日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年8月6日から施行する。